



こんにちは。  
町長です。

## 障がいのある人への福祉について

新型コロナウイルスが全国的に広がり大変な状況になっています。本町でも3月2日から小・中学校の休校を実施し、町の主催する行事などの中止・縮小をしています。多くの町民の皆様には、様々な生活面で大きな影響が出ており、特に観光事業に携わっている事業者は春休みの来客を見込んでいたのがキャンセルとなり、また、製造業でも部品が入らず製品が出来ないなど、地域の経済活動全般に大変な支障をきたしています。一日でも早く収束するために国には対応策をしっかりと立ててもらい、国民が協力してこの難局を切り抜けていかねばならないと思います。ぜひ町民の皆様にも引き続きのご協力をお願いいたします。

さて、今回は町の障がいのある人への福祉についてお話させていただきます。

わが国では、平成26年に障害者の権利に関する条約を批准し、障害者の権利及び尊厳の尊重、社会参加の促進等に関する様々な取組が推進されてまいりました。町では、障害者計画等を策定し、「身近な地域とともに支え合い安心して暮らせるまち」を基本理念に掲げ、地域で支え合う共生社会の実現に向けて、町民の皆様や事業者の協力をいただき、着実に各種施策の推進に取り組んでまいりました。この基本理念を具現化するための5つの基本方針を定めています。その1つが「やさしいこころのまちづくり」です。障がいのある人もない人も共に生活し、共に活動できるノーマライゼー

ションの理念を町民が正しく理解し、障がいのある人に対する「心の壁」を取り除くことがまず大切です。そのためには、様々な行事を通じた啓発・広報活動の充実、幼児期からその発達段階に応じた福祉教育の推進、障がいのある人のニーズに沿ったボランティアの養成なども進めています。町ではその一環で「小鹿野町手話言語条例」が平成30年4月から施行され、手話奉仕員の養成研修事業などを実施し聴覚障がいのある人への支援を進めています。

他にも「生きがいのあるまちづくり」では、障がいのある人が地域で生きがいを持って生活し、社会活動に参加していくためには、一般雇用はもとより、福祉的就労を含めた雇用の促進に努め、自立のための経済的基盤の確立を図ることや社会参加に関する事業等の促進が重要です。町内にも就労継続支援を行う事業所があり、牧場作業やレストランのお手伝いをしたり、手作りのお菓子などを作って、一般企業・事業で働くことが難しい人に、支援を受けながら働く場所を提供し、必要となる知識、能力を向上させるための訓練などを行っています。

町には身体障害者手帳所持者や療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、難病をお持ちの方などの障がいのある人が、現在約700人いらっしゃいます。一口に障がいと言っても障がいの区分や程度も様々であり、それぞれの人にあった支援・援助の仕方があります。障がいのある人や保護者などお困りの方は、遠慮なく町役場の福祉課(☎75-4109)にご相談ください。

小鹿野町長 森 真太郎